

財団法人 医用原子力技術研究振興財団  
平成 21 年度事業計画書

自 平成 21 年 4 月 1 日  
至 平成 22 年 3 月 31 日

・方針

平成 21 年度の事業活動については、関係諸機関の協力を得て、医用原子力技術研究の推進に関する下記の事業活動を行う。

・事業概要

1. 新公益法人制度への対応

新公益法人制度の抜本改革に関する「一般法人法」、「公益認定法」、「整備法」の平成 20 年 12 月 1 日施行に対応するため、事業、組織、財務等の総点検を行い、財団が移行すべき新法人の検討を行う。

2. 医用原子力技術研究に関する研究助成

(1) 医用原子力技術研究に関する研究助成を行う。

- 1) 助成対象研究： 診断技術に関する研究開発、治療技術に関する研究開発、薬剤等の研究開発を対象とし、将来の研究開発に繋がる研究内容とする。
- 2) 助成交付対象： 医用原子力技術研究に関する理論的、実践的研究を行う大学、病院、研究機関等を対象とし、若手研究者を助成するものとする。

(2) 助成金額

1 件当たり 100 万円 (5 件以内)

3. 医用原子力技術研究活動のための支援及び普及活動並びに諸施設の連携・整備の促進、各種委員会・会議等の開催

- (1) 医用原子力技術研究に関する国内外との情報・連絡、問合せ窓口業務等の相互支援及び普及活動。
- (2) 医用原子力技術研究に使用される粒子線がん治療・中性子捕捉療法等を行う諸施設との連携・協力についての検討。
- (3) 調査研究活動及び医用原子力技術研究に関する研究助成総合報告会の開催。
- (4) 最新技術及び関連調査研究情報の処理・管理を総合的観点から検討する情報専門委員会の活動の推進。
- (5) 小型医療加速器を用いた普及型の炭素線がん治療施設導入の要望に関し、専門家による情報の交換と勉強会の場として、普及用小型医療加速器を用いた粒子線がん治療施設普及方策検討会の活動の推進。
- (6) 中性子捕捉療法の研究推進と臨床治療研究の拡大・普及を図るための提言と研究助成等に基づいて側面から援助していく事を目的として、中性子捕捉療法推進特別委員会の活動の推進。

4. 国際交流、啓発普及活動等

国際交流活動として、粒子線がん治療、中性子捕捉療法を通じてアジア諸国等に対する協力と共に国際会議への関係者の派遣を通じて関連情報の収集を図る。一方、講演会、出版物の刊行による啓発普及活動を実施し、医用原子力技術研究の促進に向けて各関連機関との協力等各種事業を行う。

## 5. 調査研究活動

医用原子力技術研究に関する放射線を利用した診断・治療技術及び産業界関係者による医用原子炉・医療用小型加速器の開発並びに諸関連付帯設備の各種調査、研究活動を積極的に推進し、普及型小型加速器開発に向けての活動を図る。

## 6. 人材育成事業

### (1) 文部科学省委託業務「粒子線がん治療に係る人材育成プログラム」

粒子線によるがん治療に係る専門的知識・技術を有する人材の育成のため、粒子線がん治療に係る放射線腫瘍医、診療放射線技師、医学物理士等治療施設の中核となる人材を、事業期間の5年間（平成19年度～平成23年度）で40名程度養成することを目的に、当財団を中心に、国立がんセンター東病院、国立大学法人 大阪大学、国立大学法人 筑波大学 陽子線医学利用研究センター、静岡県立 静岡がんセンター、兵庫県立 粒子線医療センター、独立行政法人 放射線医学総合研究所 重粒子医科学センター、財団法人 若狭湾エネルギー研究センター 粒子線医療研究室の合計8施設・機関が共同で業務を行う。

### (2) 医学物理士研修支援

医療に関する技術者並びに専門家の研修支援活動の一環として、医学物理士の資質向上を目指し、関係学会と協力して、平成22年度の医学物理士海外短期臨床研修者の選考を進める。

### (3) 「放射線医学見学ツアー」

人材養成の一環として、医学生らが自主的に計画する最先端の放射線医学の現場見学会である「放射線医学見学ツアー」を関係機関と協力して実施する。

## 7. 医用原子力技術研究に関する受託事業としての調査研究

### (1) (独) 放射線医学総合研究所からの委託業務

重粒子線施設推進に関する各種委託調査を実施する。

### (2) 地方自治体からの委託業務

粒子線施設の導入に関する各種委託調査を実施する。

### (3) その他

## 8. 線量校正事業

(1) 関連学会と協力して、引き続き治療用線量計の比較校正業務及び放射線治療装置の出力測定に関する業務を実施する。

(2) 「計量法校正事業者登録制度」(JCSS)の認定を取得したのに伴い、線量校正事業の体制を強化し、更なる品質管理の精度を高めていく。

(3) 放射線治療線量の品質管理に関し、放射線医学総合研究所との間で継続的かつ安定的に事業が実施していけるような強力な体制を築き、放射線医学利用分野のさらなる発展に寄与するため、相互協力を推進する。

## 9. 医用原子力技術研究に関する研究開発等支援事業

### (1) (独) 放射線医学総合研究所重粒子医科学センター関連事業

業務内容：重粒子線がん治療における、臨床検査・研究支援業務を行うため、昨年度に引き続き財団職員を要員として常駐させる。

1) 重粒子線がん治療・診断診療放射線技師業務

2) 光子線治療品質管理業務

(2) 国立がんセンター東病院関連事業

業務内容：粒子線がん治療用補償フィルター・患者コリメーターの製作及び工作機器維持管理業務について、当財団職員を昨年度に引き続き「加工技術者」として常駐させる。

(3) 粒子線施設建設に関するコンサルタント事業

業務内容：粒子線施設建設を検討している地方公共団体等に対するコンサルタント業務、各諸施設の導入に関するノウハウ等の提供及びモデル例を検討し、地方公共団体等への積極的協力を行う。

10. 経営基盤確立のための新規事業の検討

財団を取り巻く環境が厳しい中、安定的な経営基盤を確立するため、新規事業の検討を開始する。

11. その他

必要とあれば、上記以外の医用原子力技術研究の推進に関する業務を行う。

以上